

新旧対照表

滝川市地域防災計画

滝川市地域防災計画新旧対照表

旧	新	備 考																																														
<p>第1章 総則 (略)</p> <p>第2節 用語の定義</p>	<p>第1章 総則 (略)</p> <p>第2節 <u>計画推進に当たっての基本となる事項</u> 本計画は、北海道防災対策基本条例（平成21年条例第8号）第3条の基本理念等を踏まえ、次の事項を基本として推進する。</p> <p>1 <u>災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。</u></p> <p>2 <u>自助（住民及び事業者が自らの安全を自らで守ることをいう。）、共助（住民等が地域において互いに助け合うことをいう。）及び公助（滝川市、道及び防災関係機関が実施する対策をいう。）のそれぞれが効果的に推進されるよう、防災対策の主体の適切な役割分担による協働により着実に実施されなければならない。</u></p> <p>3 <u>災害発生時は、住民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、災害教訓の伝承や防災教育の推進、住民主体の取組の支援・強化により、社会全体としての防災意識の向上を図らなければならない。</u></p> <p>4 <u>地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女平等参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立を図らなければならない。</u></p> <p>5 <u>新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進を図らなければならない。</u></p>	<p>P1-2 道防災対策基本条例の基本となる事項を第1節の次に追加し、第2節から第6節までを1節ずつ繰り下げ</p>																																														
<p>第4節 (略)</p> <p>7 指定公共機関</p> <p>(4) 北海道電力株式会社滝川営業所</p>	<p>第5節 (略)</p> <p>7 指定公共機関</p> <p>(4) 北海道電力ネットワーク株式会社滝川ネットワークセンター</p>	<p>P1-3 正規の名称に変更</p>																																														
<p>第2章 防災組織 (略)</p> <p>5 本部設置時における事務分掌 別表第2（抜粋）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班</th> <th>所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">統括班</td> <td style="text-align: center;">総 統</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">務 括</td> <td>6 <u>避難の勧告又は指示の発令</u>に関すること。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">班 班</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班</th> <th>所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">派遣部</td> <td style="text-align: center;">対 市</td> <td>1 住民に対する避難<u>勧告</u>等の伝達に関すること（部内各班が支援）。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">策 策</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">班 班</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	部	班	所 掌 事 務	統括班	総 統	(略)	務 括	6 <u>避難の勧告又は指示の発令</u> に関すること。		班 班	(略)	部	班	所 掌 事 務	派遣部	対 市	1 住民に対する避難 <u>勧告</u> 等の伝達に関すること（部内各班が支援）。		策 策	(略)		班 班		<p>第2章 防災組織 (略)</p> <p>5 本部設置時における事務分掌 別表第2（抜粋）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班</th> <th>所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">統括班</td> <td style="text-align: center;">総 統</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">務 括</td> <td>6 <u>避難指示等</u>の発令に関すること。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">班 班</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班</th> <th>所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">派遣部</td> <td style="text-align: center;">対 市</td> <td>1 住民に対する避難<u>指示</u>等の伝達に関すること（部内各班が支援）。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">策 策</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">班 班</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	部	班	所 掌 事 務	統括班	総 統	(略)	務 括	6 <u>避難指示等</u> の発令に関すること。		班 班	(略)	部	班	所 掌 事 務	派遣部	対 市	1 住民に対する避難 <u>指示</u> 等の伝達に関すること（部内各班が支援）。		策 策	(略)		班 班		<p>P2-7 災害対策基本法の改正に伴う避難勧告や避難指示の一本化に関する修正</p>
部	班	所 掌 事 務																																														
統括班	総 統	(略)																																														
	務 括	6 <u>避難の勧告又は指示の発令</u> に関すること。																																														
	班 班	(略)																																														
部	班	所 掌 事 務																																														
派遣部	対 市	1 住民に対する避難 <u>勧告</u> 等の伝達に関すること（部内各班が支援）。																																														
	策 策	(略)																																														
	班 班																																															
部	班	所 掌 事 務																																														
統括班	総 統	(略)																																														
	務 括	6 <u>避難指示等</u> の発令に関すること。																																														
	班 班	(略)																																														
部	班	所 掌 事 務																																														
派遣部	対 市	1 住民に対する避難 <u>指示</u> 等の伝達に関すること（部内各班が支援）。																																														
	策 策	(略)																																														
	班 班																																															

第3章 災害情報通信計画

第1節 予報（注意報を含む。）、警報及び特別警報並びに情報等の伝達計画

1 予報（注意報を含む。）、警報及び特別警報並びに情報等の種類及び発表基準（略）

(3) 特別警報発表基準

暴風特別警報	暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
大雪特別警報	大雪により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。

第3章 災害情報通信計画

第1節 予報（注意報を含む。）、警報及び特別警報並びに情報等の伝達計画

1 予報（注意報を含む。）、警報及び特別警報並びに情報等の種類及び発表基準（略）

(3) 特別警報発表基準

暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当
大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。

P3-2
気象庁の推奨する標準的な記載に修正

第3節 災害情報等の報告、収集及び伝達計画（略）

2 地下街等、要配慮者利用施設への情報伝達別表

No.	施設名称	所在地
1 ～ 6	(略)	
7	滝川脳神経外科病院	滝川市西町1丁目2番5号
8	滝川市三世代交流センター (滝川市西町デイサービスセンター)	滝川市西町2丁目2番1号
9	滝川市身体障害者福祉センター (地域ふれあいセンター)	滝川市新町2丁目8番5号
10	介護付有料老人ホーム フルールハピネスたきかわ	滝川市栄町1丁目11番30号
11	介護付高齢者専用賃貸マンション カーサシーザーズ	滝川市本町1丁目5番27号
12	介護付有料老人ホーム あおぞら	滝川市花月町3丁目6番17号
13	グループホームくらす	滝川市栄町3丁目6番12号
14	グループホームともだちの家	滝川市西町2丁目3番47号

第3節 災害情報等の報告、収集及び伝達計画（略）

2 地下街等、要配慮者利用施設への情報伝達別表

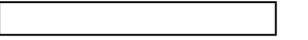
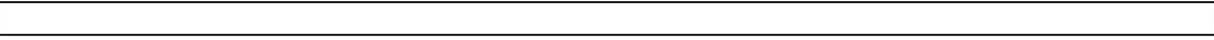
No.	施設名称	所在地
1 ～ 6	(略)	
7	滝川脳神経外科病院 (保育所 たいようを含む)	滝川市西町1丁目2番5号
8	滝川市西町デイサービスセンター	滝川市西町2丁目2番1号
9	滝川市身体障害者福祉センター (地域ふれあいセンター)	滝川市新町2丁目8番5号
10	介護付有料老人ホーム フルールハピネスたきかわ (託児所を含む)	滝川市栄町1丁目11番30号
11	サービス付き高齢者住宅 カーサシーザーズ	滝川市本町1丁目5番27号 滝川市花月町3丁目6番17号
12	介護付有料老人ホーム あおぞら	滝川市花月町3丁目6番17号
13	グループホームくらす	滝川市栄町3丁目6番12号
14	グループホームともだちの家	滝川市西町2丁目3番47号

P3-9
計画に位置づける要配慮者利用施設の修正・追加

15	ケアハウスメゾンふるーる	滝川市東町2丁目1番23号
16	介護サービスセンター こうよう <u>(医療法人翔陽会)</u>	滝川市西町1丁目3番13号
17 ～ 26	(略)	
27	<u>認知症対応型デイサービス 土筆</u>	滝川市東町4丁目117番地24
28	グループホーム カルミア	滝川市東町7丁目219番地6
29	グループホーム 土筆	滝川市東町4丁目117番地24
30	グループホーム 土筆の郷	滝川市東町4丁目2番11号
31	エバーサポート 山一	滝川市本町2丁目4番13号
32	カーサシーザーズ 2号館	滝川市栄町3丁目6番12号
33	カーサシーザーズ 3-3	滝川市栄町3丁目3番16号
34	北のユートピア 寿泉	滝川市栄町4丁目6番16号
35	高齢者支援共同住宅 さくら館	滝川市東町1丁目1番22号
36	<u>医療法人シーザーズ・メディケア</u> 介護老人保健施設シーザーズ	滝川市栄町3丁目3番16号
37	小規模多機能型居宅介護 土筆の郷	滝川市東町4丁目2番11号
38	<u>医療法人社団新緑会</u> 文屋内科消化器科医院 そよかぜ	滝川市空知町2丁目4番10号
39	<u>医療法人シーザーズ・メデ・ケア</u> あえる	滝川市栄町3丁目3番16号
40	なかよしハウス	滝川市西町2丁目2番74号
41	<u>医療法人翔陽会 保育所 たいよう</u>	<u>滝川市西町1丁目2番5号</u>
42	滝川市立病院 院内保育所 ゆめみな	滝川市大町1丁目1番17号

15	ケアハウスメゾンふるーる	滝川市東町2丁目1番23号
16	介護サービスセンター こうよう	滝川市西町1丁目3番13号
17 ～ 26	(略)	
27	<u>小規模多機能型居宅介護 土筆</u>	滝川市東町4丁目117番地24
28	グループホーム カルミア	滝川市東町7丁目219番地6
29	グループホーム 土筆	滝川市東町4丁目117番地24
30	グループホーム 土筆の郷 <u>(託児室を含む)</u>	滝川市東町4丁目2番11号
31	エバーサポート 山一	滝川市本町2丁目4番13号
32	<u>サービス付き高齢者向け住宅</u> カーサシーザーズ 2号館	滝川市栄町3丁目6番12号
33	<u>サービス付き高齢者向け住宅</u> カーサシーザーズ 3-3	滝川市栄町3丁目3番16号
34	北のユートピア 寿泉	滝川市栄町4丁目6番16号
35	高齢者支援共同住宅 さくら館	滝川市東町1丁目1番22号
36	介護老人保健施設シーザーズ <u>(保育所 エンゼルプロスを含む)</u>	滝川市栄町3丁目3番16号
37	小規模多機能型居宅介護 土筆の郷	滝川市東町4丁目2番11号
38	文屋内科消化器科医院 (そよかぜ)	滝川市空知町2丁目4番10号
39	<u>通所リハビリテーション</u> あえる	滝川市栄町3丁目3番16号
40	なかよしハウス	滝川市西町2丁目2番74号
41	滝川市立病院 院内保育所 ゆめみな	滝川市大町1丁目1番17号
42	<u>リハ ヒーリング・ハープ</u>	<u>滝川市大町1丁目1番23号</u>
43	<u>デイサービス なお</u>	<u>滝川市栄町2丁目6番20号</u>
44	<u>共同生活援助 ほのぼのハウス</u>	<u>滝川市東町8丁目280番3号</u>
45	<u>共同生活援助 緑町はうす</u>	<u>滝川市緑町3丁目7番19号</u>
46	<u>若草友の会共同作業所</u>	<u>滝川市大町1丁目7番21号</u>
47	<u>CONNECT</u>	<u>滝川市栄町2丁目3番4号</u>
48	<u>アドバンス</u>	<u>滝川市大町1丁目4番26号</u>
49	<u>雨竜園</u>	<u>滝川市明神町2丁目3番26号</u>
50	<u>桔梗</u>	<u>滝川市有明町5丁目1番85号</u>
51	<u>ひなた</u>	<u>滝川市空知町2丁目5番21号</u>
52	<u>トータルサポート riaru～リアル～</u>	<u>滝川市本町2丁目5番22号</u>
53	<u>こども通所支援センター かがやき</u>	<u>滝川市大町4丁目5番19号</u>
54	<u>こども通所支援センター かがやき東町</u>	<u>滝川市東町1丁目8番32号</u>

P3-9
計画に位置づける要
配慮者利用施設の修
正・追加



滝川市地域防災計画新旧対照表

旧	新	備考
<p>第4章 災害予防計画 (略)</p> <p>第3節 (略)</p> <p>(5) 居住者等の義務 水防法第24条の規定に基づき、滝川市の区域内に居住する者又は水防の現場にある者は、水防管理者又は消防長から水防に従事することを要請されたときは、これに従うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>第4章 災害予防計画 (略)</p> <p>第3節 (略)</p> <p><u>(5) 札幌管区气象台</u> <u>ア 気象、洪水の予報及び警報の通知</u> <u>イ 洪水予報の発表及び通知</u></p> <p>(6) 居住者等の義務 水防法第24条の規定に基づき、滝川市の区域内に居住する者又は水防の現場にある者は、水防管理者又は消防長から水防に従事することを要請されたときは、これに従うものとする。</p> <p><u>(7) 安全配慮</u> <u>洪水及び内水において、水防に従事する者は、自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。避難誘導や水防作業の際も、自身の安全を確保しなければならない。</u> <u>ア 水防活動時にはライフジャケットを着用する。</u> <u>イ 水防活動時の安否確認を可能にするため、利用可能な通信機器を携帯する。</u> <u>ウ 水防活動には、ラジオを携帯する等、最新の気象情報を入手可能な状況で実施する。</u> <u>エ 水防活動は、原則として複数人で行う。</u> <u>オ 水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。</u> <u>カ 指揮者は、団員等の安全確保のため、あらかじめ活動可能な時間帯を周知し、共有しなければならない。</u> <u>キ 指揮者は、活動中の不測の事態に備え、避難方法、避難場所、避難を指示する合図等を事前に徹底する。</u></p> <p>(略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 石狩川下流域外減災対策協議会</u> <u>(1) 過去の出水の教訓を踏まえ、石狩川下流域等における堤防の決壊や越水等に伴う氾濫に備え、河川管理者、北海道、市町村等が連携して減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進し、洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的として、水防法第15条の9及び第15条の10に基づく大規模氾濫減災協議会として設置するものとする。</u> <u>(2) 石狩川下流域外減災対策協議会の対象河川は、札幌開発建設部が管理する一級河川、札幌建設管理部が管理する一級河川及び二級河川とする。</u> <u>(3) 石狩川下流域外減災対策協議会は、北海道開発局(札幌開発建設部)、北海道(石狩・空知・上川各振興局)、气象台(札幌・旭川)、37市町村、北海道電力株式会社、北海道警察の関係機関で構成される。</u></p>	<p>P4-12 水防に関係ある機関を(4)の次に追加し、(5)と(6)を繰り下げ</p> <p>P4-13 水防法第7条第2項水防活動従事者の安全確保への配慮について、(6)の次に(7)を追加</p> <p>P4-15 北海道大規模氾濫減災協議会の項目として石狩川下流域外を2項の次に追加し、3項以降1つつ繰り下げ</p>

3 隣接市町水防管理団体、北海道開発局、警察官、自衛隊及びボランティアとの協力応援

(略)

4 重要水防区域及び水防施設

(略)

5 気象警報等の通信連絡

(1) 水防活動用予報（注意報を含む。）、警報、並びに情報等の種類

区 分	種 類	発 表 機 関	摘 要
気象予報警報 水 防 法 第 10 条 第 1 項 気 象 業 務 法 第 14 条 の 2 第 1 項	大雨注意報・大雨警報 洪水注意報・洪水警報	<u>気 象 官 署</u>	一般向け注意報及び警報の 発表をもって代える （北海道水防計画 第 4 章 第 2 節）
洪 水 予 報 水 防 法 第 10 条 第 2 項 第 11 条 第 1 項 気 象 業 務 法 第 14 条 の 2 第 2 項 第 14 条 の 2 第 3 項	注意報・警報・情報	北海道開発局 北 海 道 <u>気 象 官 署</u> 共 同	指定河川について、水位又 は流量を示して行う予報 （北海道水防計画 第 4 章 第 3 節）
水 防 警 報 （水防法第 16 条）	待機・準備・出動 ・指示・解除	北海道開発局 北 海 道	指定河川地域の水防管理団 体に水防活動を行う必要が あることを警告して発表 （北海道水防計画 第 4 章 第 5 節）

(4) 石狩川下流域外減災対策協議会は、次の事項を実施する。

ア 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。

イ 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水等を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた取組方針を作成し、共有する。

ウ 毎年、地域部会等を開催し、取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。

エ その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

4 隣接市町水防管理団体、北海道開発局、警察官、自衛隊及びボランティアとの協力応援

(略)

5 重要水防区域及び水防施設

(略)

6 気象警報等の通信連絡

(1) 水防活動用予報（注意報を含む。）、警報、並びに情報等の種類

区 分	種 類	発 表 機 関	摘 要
気象予報警報 水 防 法 第 10 条 第 1 項 気 象 業 務 法 第 14 条 の 2 第 1 項	大雨特別警報 大雨注意報・大雨警報 洪水注意報・洪水警報	<u>札幌管区気象台</u>	一般向け注意報及び警報の 発表をもって代える （北海道水防計画 第 4 章 第 2 節）
洪 水 予 報 水 防 法 第 10 条 第 2 項 第 11 条 第 1 項 気 象 業 務 法 第 14 条 の 2 第 2 項 第 14 条 の 2 第 3 項	注意報・警報・情報	北海道開発局 北 海 道 <u>札幌管区気象台</u> 共 同	指定河川について、水位又 は流量を示して行う予報 （北海道水防計画 第 4 章 第 3 節）
水 防 警 報 （水防法第 16 条）	待機・準備・出動 ・指示・解除	北海道開発局 北 海 道	指定河川地域の水防管理団 体に水防活動を行う必要が あることを警告して発表 （北海道水防計画 第 4 章 第 5 節）

P4-17
 災害対策基本法の改正に伴う予報、警報並びに情報等の修正

(2) 気象官署が発表又は伝達する注意報及び警報

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報	発表基準
水防活動用気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき
水防活動用洪水注意報	洪水注意報	大雨・長雨・融雪などにより河川が増大し、災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用洪水警報	洪水警報	大雨・長雨・融雪などにより河川が増大し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき

P4-17
災害対策基本法の改正に伴う警報等及び発表基準を(1)の次に追加

(3) 大雨警報・洪水警報等を補足する情報

種類	内容
浸水キキクル (大雨警報(浸水害)の危険度分布)	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予想を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階の色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)	指定河川洪水予想の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生危険度の高まりの予想を、地図上で概ね1kmごとに5段階の色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予想の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予想を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報)を用いて常時10分ごとに更新している。

P4-17
災害対策基本法の改正に伴い大雨警報・洪水警報を補足する情報を(2)の次に追加

(4) 洪水予報河川における洪水予報

ア 洪水予報河川

指定河川		洪水予報区域名	実施機関
水系名	河川名		
石狩川	石狩川	石狩川(下流)	札幌管区气象台
	空知川	空知川(下流)	札幌開発建設部

イ 発表する情報の種類、発表基準

種類	発表基準
氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫が発生したとき
氾濫危険情報 (洪水警報)	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき
氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点の水位が一定時間後の氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき
氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点の水位が氾濫注意水位(警戒水位)に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき

ウ 水位の危険度レベル、水位の名称等

水位の危険度レベル	水位の名称	発表する洪水予想	市民に求める行動等
レベル5	氾濫の発生	氾濫発生情報	直ちに安全確保
レベル4 (危険)	氾濫危険水位	氾濫危険情報	危険な場所から全員避難
レベル3 (警戒)	避難判断水位	氾濫警戒情報	危険な場所から高齢者等は避難
レベル2 (注意)	氾濫注意水位	氾濫注意情報	水防団出動
レベル1	水防団待機水位	(発表無し)	水防団待機

P4-17
洪水予報河川の洪水予報を(3)の次に追加

(2) 石狩川洪水予報の発表基準

ア 洪水注意報

石狩川の納内(深川市)・橋本町(新十津川町)又は空知川の赤平(赤平市)・雨竜川の多度志(沼田町)の量水標の水位が、大雨又は融雪水等により警戒水位を超えて洪水となるおそれがあるとき。

イ 洪水警報

基準地点の水位が警戒水位を超え、氾濫などにより重大な災害が起こるおそれがあるとき。

ウ 洪水情報

ア及びイの注意報・警報の補足説明並びに軽微な修正を必要とするとき。

エ 石狩川及び空知川基準点の水位

水 位		橋本町 (石狩川)	赤 平 (空知川)
水防団待機水位	(指定水位)	23.20m	43.60m
氾濫注意水位	(警戒水位)	24.60m	44.90m
避難判断水位	(—)	26.50m	47.70m
氾濫危険水位	(危険水位)	27.00m	48.30m
	(計画高水位)	28.15m	50.09m

エ 石狩川及び空知川基準地点の水位

水 位	橋本町 (石狩川)	赤 平 (空知川)
(計画高水位)	28.15m	50.09m
氾濫危険水位	27.00m	48.30m
避難判断水位	26.50m	47.70m
氾濫注意水位	24.60m	44.90m
水防団待機水位	23.20m	43.60m

(5) 水位周知河川における水位到達情報

ア 水位周知河川

指定河川		実施機関
水系名	河川名	
石狩川	熊穴川	空知総合振興局 札幌建設管理部

イ 発表する情報の種類、発表基準

種 類	発表基準
氾濫発生情報	氾濫が発生したとき
氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に到達したとき
氾濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき
氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位(警戒水位)に到達したとき

P4-17
水位周知河川の水位到達情報を(4)の次に追加

(3) (略)

(4) 市の通信連絡

専用通信施設	設置場所	施設種別	担当者	使用手続
市行政無線（移動携帯局を含む。）	滝川市役所	無線	土木課長 総務課長	口頭
消防無線（移動携帯局を含む。）	滝川地区広域 消防事務組合	無線	消防本部 警防課長	口頭
総合行政情報ネットワーク	滝川市役所	無線	総務課長	口頭
北海道警察専用電話	滝川警察署	専用電話 無線	警備課長	口頭
札幌開発建設部専用電話	滝川河川事務所	専用電話 無線	滝川河川事務所長	口頭

(6) 気象情報等の種類

ア 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が「高」・「中」の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位で、2日先から5日かけでは日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。

イ 地方気象情報

気象情報とは、気象業務法第11条及び気象官署予報業務規則第47条に明記されている、観測結果や予報事項に関する情報を発表し、防災関係機関や住民に円滑な防災活動を実施できるよう、公衆の利便を増進することを目的とする情報。

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って説明する「顕著な大雨に関する〇〇地方気象情報」という表題の気象情報が地方気象情報、全般気象情報として発表される。

ウ 台風に関する気象情報

北海道への台風の影響が予想される場合に、住民に対して、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表する情報

エ 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中の二次細分区域において、キキクル（危険度分布）の「非常に危険」（うす紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（机上レーダと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、気象情報の一種として発表される。

この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、キキクル（危険度分布）で確認する必要がある。

(7) (略)

(8) 市の通信連絡

専用通信施設	設置場所	施設種別	担当者	使用手続
市行政無線（移動携帯局を含む。）	滝川市役所	無線	土木課長 防災危機対策課長	口頭
消防無線（移動携帯局を含む。）	滝川地区広域 消防事務組合	無線	消防本部 警防課長	口頭
総合行政情報ネットワーク	滝川市役所	無線	防災危機対策課長	口頭
北海道警察専用電話	滝川警察署	専用電話 無線	警備課長	口頭
札幌開発建設部専用電話	滝川河川事務所	専用電話 無線	滝川河川事務所長	口頭

P4-17
気象情報等を(5)の次に追加し、(3)を(7)に繰り下げ

P4-19
通信連絡の担当者の修正

<p><u>7</u> 水防活動 (略) (2) 監視及び警戒 (略) (3) 警戒区域 (略)</p>	<p><u>8</u> 水防活動 (略) (2) 監視及び警戒 (略) <u>(3) 水防作業</u> <u>水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。</u> <u>(4) 緊急通行</u> <u>ア 緊急通行</u> <u>水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地を通行することができる。</u> <u>イ 損失補填</u> <u>水防管理団体は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。</u> (5) 警戒区域 (略) <u>(6) 避難のための立退き</u> <u>ア 水防管理者は、堤防が決壊した場合、又は、破堤のおそれがある場合、第5章第5節避難救出計画の定めるところにより、直ちに必要と認める区域の居住者に対し、立退き又はその準備を指示するものとする。</u> <u>なお、立退きを指示したときは、速やかに北海道知事（空知総合振興局長）及び滝川警察署長に報告しなければならない。解除公示をした場合も同様とする。</u> <u>イ 水防管理者は、あらかじめ危険が予想される区域について、避難計画を作成し、避難場所、避難経路その他必要な事項を定め、一般に周知しておくものとする。</u> <u>(7) 決壊・越水等の通報</u> <u>堤防等が決壊したとき、又は越水、溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、消防機関の長又は、水防協力団体の代表者は、直ちに一般住民、関係機関及び隣接市町に通報するものとする。</u> <u>(8) 水防解除</u> <u>水防管理者は、水位が警戒水位以下に減じ、かつ危険がなくなったときは、水防の警戒体制を解除し、これを一般住民に周知するとともに、関係機関に通知するものとする。</u> <u>なお、体制を解除したときは、北海道知事（空知総合振興局長）に報告するものとする。</u></p>	<p>P4-20 水防活動について、水防作業、緊急通行、立退き、通報、解除を(2)の次に追記し、(3)を(5)に繰り下げ</p>
<p><u>8</u> 水防報告 (1) <u>水防報告</u> <u>水防管理者は、次に定める事態が発生したときは、速やかに空知総合振興局長に報告するものとする。</u></p>	<p><u>9</u> 水防報告 (1) <u>水防記録</u> <u>水防作業員が出動したときは、水防管理者は、次の記録を作成し、保管するものとする。</u></p>	<p>P4-22 水防報告について、修正・追記</p>

- ア 消防機関を出動させたとき。
- イ 他の水防管理団体に応援を要求したとき。
- ウ その他必要と認める事態が発生したとき。

- ア 天候の状況並びに警戒中の水位観測表
- イ 水防活動をした河川名及びその箇所
- ウ 警戒出動及び解除命令の時刻
- エ 消防機関のに属する者の出動時刻及び人員
- オ 水防作業の状況
- カ 堤防、その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- キ 使用資材の種類及び数量並びに消耗量及び員数
- ク 水防法第28条の規定による公用負担下命の器具、資材の種類、数量及び使用場所
- ケ 応援の状況
- コ 居住者出勤状況
- サ 警察関係の援助の状況
- シ 現場指導の官公署氏名
- ス 立退きの状況及びそれを指示した理由
- セ 水防関係者の死傷
- ソ 殊勲者及びその功績
- タ 殊勲水防団とその功績
- チ 今後の水防について考慮を要する点、その他水防管理団体の所見

令和〇年台風〇号における水防活動
(〇〇消防団・令和〇年〇月〇日～〇月〇日)

〇概要 (一例)

〇〇消防団は、〇年〇月〇日、台風〇号の影響に伴う集中豪雨に際し、延べ〇部隊〇名が出動、市内では、1時間雨量100mmを超える豪雨により河川が増水、各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への土のう積みや住民避難誘導、人命救助を行い人的被害の軽減のための活動をした。

<u>活動時間</u>	<u>出動 延人員</u>	<u>主な活動内容</u>
<u>〇/〇 ～〇/〇</u>	<u>〇名</u>	<u>・土のう積み(300袋)</u> <u>・避難誘導(20世帯)</u> <u>・排水作業(3件)</u>

水防活動
又は
被害状況写真

水防活動
又は
被害状況写真

水防活動実施箇所
地図

P4-22
水防報告について、
修正・追記

(2) 水防活動実施報告

水防管理者は、水防活動が終了したときは、速やかに、記録を整理するとともに、次に定める様式による水防活動実施報告を、翌月5日までに空知総合振興局長に2部提出するものとする。

水防活動実施報告書

自 年 月
至 年 月

(市町村)

区分	水防活動		使用資材費			左のうち主要資材35万円以上使用 団体分			備考
	団体数	活動 延人数	主要 資材	その他 資材	計	団体数	主要 資材	その他 資材	
総合振興 局分前回 まで		人	円	円	円				
月分									
月分									
月分									
小計									
累計							円	円	円
水防管理 団体分前 回まで									
月分	()								
月分	()								
月分	()								
小計									
累計							円	円	円

(作成要領)

- 1 「前回まで」欄は、前回報告分に係る「累計」欄の数及び金額を記入すること。
- 2 「団体数」欄の()書には、当該月内に水防活動を行った水防管理団体数を、その他の欄には水防管理団体の実数を記入すること。
- 3 「月分」欄は、当該期間の調査対象月数に応じ区分すること。ただし、水防活動を行わない月の欄は不要とする。
- 4 「主要資材」欄は、俵、かます、布袋類、たたみ、むしろ、縄、竹、生木、丸太、くい、板類、鉄線、釘、かすがい、蛇籠、置石及び土砂の使用額を記入すること
- 5 「その他資材」欄は、主要資材以外の資材の使用額を記入すること。

(2) 水防活動実施報告

水防管理者は、水防活動が終了したときは、その状況を速やかに空知総合振興局長に報告するものとする。

水防活動実績報告書

年 月 日

作成者

出水の 状況									
水防 実施場所									
日時									
出動 人員	水防団員 人	消防団員 人	その他 人	合計 人					
水防作業 の概況 及び工法	簡所 m 工法								
水防 の 結果	効果 被害	堤防 m	田 ㎡	畑 ㎡	家 戸	鉄道 m	道路 m	人口 人	その他 人
使用 資機材	かます、俵					居住者の			
	万年、土俵					出勤状況			
	なわ					水防関係者の			
	丸太					死者			
	その他					雨量水位 の状況			
水防活動に関する 自己評価									
備考									

P4-23
水防報告様式の更新

<p>9 水防管理 (略)</p> <p>10 滝川市洪水避難マップ (洪水ハザードマップ) (略)</p>	<p>10 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置</p> <p>(1) 洪水浸水想定区域の指定状況 <u>法第14条の規定により、市は、北海道開発局及び道が行う浸水が予想される洪水浸水想定区域の指定及び想定される水深等を公表した場合、その通知を受けるものとする。</u> <u>洪水浸水想定区域の指定は、「第2節第1項 洪水浸水想定区域図(参考)」のとおりである。</u></p> <p>(2) 内水浸水想定区域の指定状況 <u>道又は市は、氾濫した場合に浸水が想定される区域を内水浸水想定区域(法第14条の2に規定される雨水出水浸水想定区域)として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、道については関係市町村に通知するものとする。</u></p> <p>(3) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置 <u>法第15条第1項の規定により、市防災会議は、浸水想定区域の指定があったときは、市地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。</u> <u>ア 洪水予報、水位到達情報、その他の人的災害を生ずるおそれのある洪水、内水に関する情報の伝達方法</u> <u>イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項</u> <u>ウ 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として滝川市が行う、洪水、内水に係る避難訓練の実施に関する事項</u> <u>エ 浸水想定区域内に要配慮者利用施設(社会福祉施設、学校、医療施設その他として防災上の配慮を要する者が利用する施設)でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設にあっては、施設の名称及び所在地</u></p> <p>(4) 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等 <u>法第15条第1項の規定により、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市長に報告するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のため訓練を行い、この結果を市長に報告するものとする。</u> <u>法第15条の3により、市長は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が避難確保又は浸水防止計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。さらに、正当な理由なく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。また、要配慮者利用施設の所有者又は管理者より報告を受けた避難確保計画及び避難訓練の結果について、助言又勧告をすることができる。</u></p> <p>11 水防管理 (略)</p> <p>12 滝川市洪水避難マップ (洪水ハザードマップ) (略)</p>	<p>P4-24 浸水の防止のための措置対象の拡大に伴う事項を9項の次に追加して、9項を11項に、10項を12項に繰り下げ</p> <p>P4-24 要配慮者施設に対して市町村が行うことができる措置に関する事項の追加</p>
--	---	--

旧	新	備考
<p>第4章 災害予防計画 (略)</p> <p>第7節 (略)</p> <p>2 市の対策 (1) 避難行動要支援者の実態把握並びに名簿作成等</p> <p>市は、市内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、災害の発生に備え、避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）と協力して、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施し、そのための基礎となる避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）を作成する。</p> <p>(略)</p> <p>(7) 名簿情報の提供の保護と管理 (略)</p> <p>ウ 名簿については、施錠可能な場所へ保管するなど、厳重なる保管を行うよう指導するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(10) 避難支援等関係者と連携した「<u>避難行動要支援者の支援プラン</u>」（以下「<u>個別支援プラン</u>」<u>という。</u>）の策定</p> <p>①避難支援等関係者と連携した<u>個別支援プラン</u>の策定</p> <p>市は、滝川市民生委員児童委員や滝川市社会福祉協議会、自主防災組織や町内会に、避難行動要支援者と避難支援等関係者の打合せの調整、避難支援等関係者間の役割分担の調整等を行うコーディネーターとしての協力を得て、それらの者と連携しつつ、一人一人の<u>個別支援プラン</u>の作成内容や進捗状況、フォローアップ状況等を把握し、実効性のある避難支援等がなされるよう、<u>個別支援プラン</u>の策定を進める。</p> <p>また、平常時から避難行動要支援者と避難支援等関係者が、避難支援等の具体的な支援方法について入念に打合せよう、避難支援等関係者に協力を求める。</p> <p>(略)</p> <p>(11) 防災教育・訓練の充実等</p> <p>市は、<u>要配慮者が自らの対処能力を高めるために、避難行動要支援者の態様に応じた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。</u></p>	<p>第4章 災害予防計画 (略)</p> <p>第7節 (略)</p> <p>2 市の対策 (1) 避難行動要支援者の実態把握並びに名簿作成等</p> <p>市は、市内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、災害の発生に備え、避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）と協力して、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施し、そのための基礎となる避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）<u>及び個別避難計画</u>を作成する。</p> <p>(略)</p> <p>(7) 名簿情報の提供の保護と管理 (略)</p> <p>ウ 名簿については、施錠可能な場所へ保管するなど、厳重なる保管を行うよう指導するものとする。<u>また、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても要配慮者の安全の確保等に支障が生じないように、電子媒体と紙媒体の両方で保管するものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>(10) 避難支援等関係者と連携した<u>個別避難計画</u>の策定</p> <p>①避難支援等関係者と連携した<u>個別避難計画</u>の策定</p> <p>市は、滝川市民生委員児童委員や滝川市社会福祉協議会、自主防災組織や町内会に、避難行動要支援者と避難支援等関係者の打合せの調整、避難支援等関係者間の役割分担の調整等を行うコーディネーターとしての協力を得て、それらの者と連携しつつ、一人一人の<u>個別避難計画</u>の作成内容や進捗状況、フォローアップ状況等を把握し、実効性のある避難支援等がなされるよう、<u>個別避難計画</u>の策定を進める。</p> <p>また、平常時から避難行動要支援者と避難支援等関係者が、避難支援等の具体的な支援方法について入念に打合せよう、避難支援等関係者に協力を求める。</p> <p>(略)</p> <p>(11) 防災教育・訓練の充実等</p> <p><u>市は、地域の実情に応じ、要配慮者に対する災害時に主体的に行動できるようにするための研修や防災知識等の普及・啓発等の実施に努めるとともに、避難行動要支援者の態様に応じた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。</u></p>	<p>P4-42 防災基本計画の修正に伴い個別支援プランから個別避難計画の記述に修正</p> <p>P4-43 同上</p> <p>P4-44 同上</p> <p>P4-45 同上</p>

<p>第8節 (略)</p> <p>4 自主防災組織の活動 (略)</p> <p>(2) 非常時及び災害時の活動 (略)</p> <p>エ 避難の実施</p> <p>市長等から避難勧告、避難指示、避難行動に時間を要する災害時要援護者等に対する避難準備情報が出された場合には、住民に対して周知徹底を図り、火災、崖崩れ、地すべり等に注意しながら迅速、かつ、円滑に避難場所や避難所等へ誘導する。</p> <p>なお、高齢者、幼児、病人その他自力で避難することが困難な者に対しては、地域住民の協力のもとに避難させる。</p>	<p>第8節 (略)</p> <p>4 自主防災組織の活動 (略)</p> <p>(2) 非常時及び災害時の活動 (略)</p> <p>エ 避難の実施</p> <p>市長等から緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難が出された場合には、住民に対して周知徹底を図り、火災、崖崩れ、地すべり等に注意しながら迅速、かつ、円滑に避難場所や避難所等へ誘導する。</p> <p>なお、高齢者、幼児、病人その他自力で避難することが困難な者に対しては、地域住民の協力のもとに避難させる。</p>	<p>P4-50 避難情報に関するガイドラインの改正に伴う避難情報の修正</p>
<p>第9節 (略)</p> <p>1 基本的な考え方</p> <p>(1) 市民備蓄</p> <p>自らの身は自ら守るのが防災の基本であり、平常時から災害に備え、各家庭や企業備蓄においては、最低3日分以上(7日分以上が望ましい)の食料・飲料水及び生活必需品等の備蓄を推進することとする。</p>	<p>第9節 (略)</p> <p>1 基本的な考え方</p> <p>(1) 市民備蓄</p> <p>自らの身は自ら守るのが防災の基本であり、平常時から災害に備え、各家庭や企業備蓄においては、最低3日分以上(7日分以上が望ましい)の食料・飲料水及び生活必需品等の備蓄を推進することとする。</p> <p><u>なお、新型コロナウイルス感染症等の感染症対策の観点から、マスクや消毒液等の衛生用品の備蓄を推進する。</u></p>	<p>P4-51 感染症対策を踏まえた物資の明示</p>
<p>第10節 (略)</p> <p>1 滝川市の災害対応(※1)と「石狩川滝川地区水害タイムライン」との位置づけと関係性 (略)</p> <p>※1 具体的な災害対応は、主に滝川市地域防災計画・滝川市災害対策本部運用マニュアル・滝川市避難勧告等判断・伝達マニュアル・滝川市避難行動要支援者の避難支援マニュアルに示すものである。</p>	<p>第10節 (略)</p> <p>1 滝川市の災害対応(※1)と「石狩川滝川地区水害タイムライン」との位置づけと関係性 (略)</p> <p>※1 具体的な災害対応は、主に滝川市地域防災計画・滝川市災害対策本部運用マニュアル・滝川市避難情報の発令判断・伝達マニュアル・滝川市避難行動要支援者の避難支援マニュアルに示すものである。</p>	<p>P4-52 文言の修正</p>

旧	新	備考
<p>第5章 災害応急対策計画 (略)</p> <p>第5節 避難救出計画 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命又は身体を保護するため、市長等避難の実施責任者が必要と認める地域の住民に対し安全地域への<u>避難のための立ち退きを勧告し、若しくは指示し、避難所を開設し、又は生命若しくは身体が危険な状態にある者若しくは生死不明の状態にある者を救出し保護することについては、この計画の定めるところによる。</u></p> <p>1 避難計画</p> <p>(1) 避難実施責任者</p> <p>ア 市長(担当:救護部)</p> <p>災害の危険がある場合に、必要と認められる地域の居住者、滞在者その他の者に対し、<u>避難のための立ち退きを勧告し、又は急を要する場合は、立ち退きを指示する。</u></p> <p>この場合において、本部が設置されているときは、原則として事前に本部員会議の審議を経て行うものとするが、現に危険が切迫し、緊急の事態においては、本部長が指定する班長が避難のため立ち退きを指示することができる。(その旨を速やかに空知総合振興局長に報告する。)</p> <p>(略)</p> <p>(2) <u>避難勧告及び避難指示(緊急)又は避難準備・高齢者等避難開始区分の基準</u></p> <p>ア <u>避難勧告</u></p> <p><u>その地域の居住者を拘束するものではないが、居住者等がその勧告を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め又は促す行為をいう。</u></p> <p>イ 避難指示(緊急)</p> <p>災害による危険が目前に切迫している場合等に発せられ、<u>勧告よりも拘束力が強く、居住者等を避難のために立ち退かせるためのものをいう。</u></p> <p>ウ <u>避難準備・高齢者等避難開始</u></p> <p><u>避難行動要支援者等の避難行動に特に時間を要する者が避難行動を開始しなければならぬ段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況のときは、計画された避難所へ安全に避難開始を求め、その他の人々にも家族等との連絡、非常用持出品の用意等避難準備の開始を求めるものをいう。</u></p> <p>エ 避難の態様</p> <p>(ア) 事前避難</p> <p>次の場合に被災危険区域住民に避難場所等を示して<u>避難の勧告又は指示</u>を行う。</p> <p>(略)</p> <p>(3) <u>避難勧告及び避難指示(緊急)又は避難準備・高齢者等避難開始情報の伝達方法</u></p>	<p>第5章 災害応急対策計画 (略)</p> <p>第5節 避難救出計画 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命又は身体を保護するため、市長等避難の実施責任者が必要と認める地域の住民に対し安全地域への<u>避難指示等を発令し、避難所を開設し、又は生命若しくは身体が危険な状態にある者若しくは生死不明の状態にある者を救出し保護することについては、この計画の定めるところによる。</u></p> <p>1 避難計画</p> <p>(1) 避難実施責任者</p> <p>ア 市長(担当:救護部)</p> <p>災害の危険がある場合に、必要と認められる地域の居住者、滞在者その他の者に対し、<u>避難指示等を発令する。</u></p> <p>この場合において、本部が設置されているときは、原則として事前に本部員会議の審議を経て行うものとするが、現に危険が切迫し、緊急の事態においては、本部長が指定する班長が避難のため立ち退きを指示することができる。(その旨を速やかに空知総合振興局長に報告する。)</p> <p>(略)</p> <p>(2) <u>緊急安全確保及び避難指示又は高齢者等避難の区分</u></p> <p>ア <u>緊急安全確保</u></p> <p><u>災害が発生・切迫し、指定緊急避難場所等への立ち退き避難を安全にできない可能性がある状況に至ってしまったと考えられる場合に、そのような立ち退き避難から行動を変容し、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等すること</u></p> <p>イ 避難指示</p> <p>災害が発生・切迫している場合に、<u>人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、危険な場所にいる居住者等に対して、避難のための立ち退きを指示すること</u></p> <p>ウ 高齢者等避難</p> <p><u>災害に関する予報若しくは警報の通知を知った場合に、避難に時間を要する高齢者等の要配慮者が安全に避難できるタイミング等の早めの避難を促すこと。</u></p> <p>エ 避難の態様</p> <p>(ア) 事前避難</p> <p>次の場合に被災危険区域住民に避難場所等を示して<u>避難指示等</u>を行う。</p> <p>(略)</p> <p>(3) <u>緊急安全確保及び避難指示又は高齢者等避難情報の伝達方法</u></p>	<p>P5-10 災害対策基本法の改正に伴う避難勧告や避難指示の一本化に関する修正</p> <p>P5-11 避難情報に関するガイドラインの改正に伴う避難情報の修正</p> <p>P5-11 災害対策基本法の改正に伴う避難勧告や避難指示の一本化に関する修正</p>

(6) 避難所の機能別分類 (P5-15「避難所一覧表」) (抜粋)

避難所一覧表										
指定避難所 名称	基幹 避難所	地域 避難所	地震 (耐震化済)		大規模水害時 (浸水想定区域外)		指定緊急避難場所 (災害種別)			
			見直し後収容 人数	見直し後収容 人数	洪水	土砂災害	地震	大規模な火事 (敷地のみ)		
明苑中学校		○	553	~ 664			×	-	○	○
滝川第三小学校	○		493	~ 590			×	-	○	○
<u>文化センター</u>							<u>×</u>	<u>-</u>	<u>×</u>	<u>○</u>
こどもセンターめもる		○	71	~ 85			×	-	○	×
東地区コミュニティセンター		○	79	~ 95			×	-	○	×
滝川高等学校		○	544	~ 653			×	-	○	○
本町地区 コミュニティセンター		○	79	~ 95			×	-	○	×
中央児童センター		○	294	~ 353			×	-	○	×
滝川工業高等学校		○	342	~ 410	342	~ 410	○	-	○	○
江陵中学校	○		452	~ 542	452	~ 542	○	○	○	○
滝川第一小学校		○	524	~ 629	524	~ 629	○	○	○	○
東小学校	○		401	~ 481	401	~ 481	○	○	○	○
中地区コミュニティセンター		○	77	~ 92	77	~ 92	○	-	○	×
滝川市スポーツセンター 第1体育館	○		378	~ 454	378	~ 454	○	-	○	○
滝川市スポーツセンター 第2体育館	○		225	~ 270	225	~ 270	○	-	○	○
三世代交流センター 北地区分館		○	44	~ 53	44	~ 53	○	-	○	×
東滝川地区転作研修センター	○		90	~ 108	90	~ 108	○	-	○	×
花・野菜技術センター	○		82	~ 98	82	~ 98	○	-	○	○
滝川第二小学校		○	509	~ 611	509	~ 611	○	-	○	○
北地区コミュニティセンター		○	71	~ 85	71	~ 85	○	-	○	×
開西中学校	○		409	~ 491			×	-	○	○
西小学校		○	344	~ 413			×	-	○	○
滝川西高等学校		○	807	~ 969			×	-	○	○
三世代交流センター		○	197	~ 236			×	-	○	×
泉町福祉会館		○			64	~ 77	○	-	-	×
扇町地区 コミュニティセンター		○	52	~ 62			×	-	○	×
幸町地区 コミュニティセンター		○	64	~ 77	64	~ 77	○	-	○	×
滝川ふれ愛の里		○	86	~ 103			×	-	○	○
江部乙小学校		○	259	~ 311	259	~ 311	○	-	○	○
<u>江部乙中学校</u>		<u>○</u>	<u>317</u>	<u>~ 380</u>	<u>317</u>	<u>~ 380</u>	<u>○</u>	<u>-</u>	<u>○</u>	<u>○</u>
農村環境改善センター (「道の駅たきかわ」 の施設を含む)		○	231	~ 277	231	~ 277	○	-	○	○
計			<u>8,074</u>	<u>~ 9,687</u>	<u>4,130</u>	<u>~ 4,955</u>				

(6) 避難所の機能別分類 (P5-15「避難所一覧表」) (抜粋)

避難所一覧表											
指定避難所 名称	基幹 避難所	地域 避難所	地震 (耐震化済)		大規模水害時 (浸水想定区域外)			指定緊急避難場所 (災害種別)			
			見直し後 収容人数 (~20%縮小)	見直し後 収容人数 (~20%縮小)	見直し後 収容人数 <u>感染症対策下の 収容人数 (最大)</u>	洪水	土砂 災害	地震	大規模な 火事 (敷地のみ)		
明苑中学校		○	553	~ 664				×	-	○	○
滝川第三小学校	○		493	~ 590				×	-	○	○
こどもセンターめもる		○	71	~ 85				×	-	○	×
東地区コミュニティセンター		○	79	~ 95				×	-	○	×
滝川高等学校		○	544	~ 653				×	-	○	○
本町地区 コミュニティセンター		○	79	~ 95				×	-	○	×
中央児童センター		○	294	~ 353				×	-	○	×
滝川工業高等学校		○	342	~ 410	342	~ 410	<u>432</u>	○	-	○	○
江陵中学校	○		452	~ 542	452	~ 542	<u>570</u>	○	○	○	○
滝川第一小学校		○	524	~ 629	524	~ 629	<u>474</u>	○	○	○	○
東小学校	○		401	~ 481	401	~ 481	<u>420</u>	○	○	○	○
中地区コミュニティセンター		○	77	~ 92	77	~ 92	<u>110</u>	○	-	○	×
滝川市スポーツセンター 第1体育館	○		378	~ 454	378	~ 454	<u>468</u>	○	-	○	○
滝川市スポーツセンター 第2体育館	○		225	~ 270	225	~ 270	<u>122</u>	○	-	○	○
三世代交流センター 北地区分館		○	44	~ 53	44	~ 53	<u>62</u>	○	-	○	×
東滝川地区転作研修センター	○		90	~ 108	90	~ 108	<u>158</u>	○	-	○	×
花・野菜技術センター	○		82	~ 98	82	~ 98	<u>84</u>	○	-	○	○
滝川第二小学校		○	509	~ 611	509	~ 611	<u>462</u>	○	-	○	○
北地区コミュニティセンター		○	71	~ 85	71	~ 85	<u>110</u>	○	-	○	×
開西中学校	○		409	~ 491				×	-	○	○
西小学校		○	344	~ 413				×	-	○	○
滝川西高等学校		○	807	~ 969				×	-	○	○
三世代交流センター		○	197	~ 236				×	-	○	×
泉町福祉会館		○			64	~ 77	<u>96</u>	○	-	-	×
扇町地区 コミュニティセンター		○	52	~ 62				×	-	○	×
幸町地区 コミュニティセンター		○	64	~ 77	64	~ 77	<u>68</u>	○	-	○	×
滝川ふれ愛の里		○	86	~ 103				×	-	○	○
江部乙小学校		○	259	~ 311	259	~ 311	<u>312</u>	○	-	○	○
農村環境改善センター (「道の駅たきかわ」 の施設を含む)		○	231	~ 277	231	~ 277	<u>166</u>	○	-	○	○
計			<u>7,757</u>	<u>~ 9,307</u>	<u>3,813</u>	<u>~ 4,575</u>	<u>4,114</u>				

P5-15
文化センターの閉鎖、
江部乙中学校の閉校
による削除、感染症対
策下の収容人数の追
加

(略)

(8) 水害時における避難所開設の考え方

ア 自主避難所の開設

自主避難とは、災害時に市が発令する「【警戒レベル3】避難準備・高齢者等避難開始」、【警戒レベル4】避難勧告・避難指示(緊急)、「【警戒レベル5】災害発生情報」を待たずに、自主的に避難することであり、自然災害など身の回りに危険を感じ、自主的に避難することを言う。

(略)

ウ 大規模水害時(石狩川・空知川の氾濫)の避難対象地区の指定
洪水時(大規模水害)対象地区表

	避難対象地区	大規模水害時の避難所
南ブロック	泉町、明神町、栄町、扇町、西町、流通団地、花月町、新町、有明町、空知町、中島町	江陵中学校、滝川第一小学校、東小学校、中地区コミュニティセンター、幸町地区コミュニティセンター、泉町福祉会館
東滝川	東滝川町	東滝川地区転作研修センター、花・野菜技術センター
江部乙	江部乙町	農村環境改善センター、江部乙小学校、 <u>江部乙中学校</u>

(略)

(8) 水害時における避難所開設の考え方

ア 自主避難所の開設

自主避難とは、災害時に市が発令する「【警戒レベル3】高齢者等避難」、「【警戒レベル4】避難指示」、「【警戒レベル5】緊急安全確保」を待たずに、自主的に避難することであり、自然災害など身の回りに危険を感じ、自主的に避難することを言う。

(略)

ウ 大規模水害時(石狩川・空知川の氾濫)の避難対象地区の指定
洪水時(大規模水害)対象地区表

	避難対象地区	大規模水害時の避難所
南ブロック	泉町、明神町、栄町、扇町、西町、流通団地、花月町、新町、有明町、空知町、中島町	江陵中学校、滝川第一小学校、東小学校、中地区コミュニティセンター、幸町地区コミュニティセンター、泉町福祉会館
東滝川	東滝川町	東滝川地区転作研修センター、花・野菜技術センター
江部乙	江部乙町	農村環境改善センター、江部乙小学校

P5-16
避難情報に関するガイドラインの改正に伴う警戒レベルに応じた行動の修正

P5-18
江部乙中学校の閉校による削除

(12) 指定緊急避難場所、指定避難所、福祉避難所(以下「避難所」という。)の運営管理
(略)

エ 市は、避難者の健全な住生活の確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や空家等利用可能な既存住宅のあっせん等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

(12) 指定緊急避難場所、指定避難所、福祉避難所(以下「避難所」という。)の運営管理
(略)

エ 市は、災害の規模等にかんがみて必要に応じ、避難者の健全な住生活の確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や空家等利用可能な既存住宅のあっせん等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

オ 市は、災害の規模、被災者の避難及び受入状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

カ 滝川警察署は、避難期間等にかんがみて必要に応じ、避難所等を巡回し、相談及び要望等の把握に努める。

キ 市は、車中泊による避難を受け入れる場合は、トイレの確保や医療・保健関係者等と連携して、エコノミークラス症候群や一酸化炭素中毒等への予防対処策の周知、冬期間の寒さ対策など健康への配慮を行う。
また、安全対策や避難所施設の利用ルール、各種情報や食事等支援物資の提供方法などについてあらかじめ規定し、円滑な避難所運営ができる体制の構築に努める。

ク 市町村は、避難所における食事については、食物アレルギー等に配慮し、避難生活が長期化した場合には、メニューの多様化や栄養バランス等を考慮して、適温食を提供できるよう、管理栄養士等の協力を得ながら、ボランティア等による炊き出しや地元事業者からの食料等の調達その他、給食センターを活用するなど、体制の構築に努める。

ケ 市町村は、指定避難所における感染症対策のため、避難者等の健康状態を確認するとともに、十分な避難スペースを確保し、定期的に換気を行うなど避難所の衛生環境を確保するよう努めるものとする。

P5-19
避難所の運営管理について、車中泊や食事等について追記

<p>第9節 医療救護計画 参考 医療機関等の状況（抜粋）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>医療機関名</th> <th>所在地</th> <th>診療科目</th> <th>電話番号</th> <th>病床数(床)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>男澤医院</td> <td>朝日町西2丁目1番5号</td> <td>内、小、消</td> <td>23-3183</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>神部ペインクリニック・内科病院</td> <td>栄町3丁目2-16</td> <td>外、麻、整、内、泌、 <u>ペインクリニック</u> 内科</td> <td>22-2021</td> <td>43</td> </tr> <tr> <td><u>どうちん内科消化器科</u></td> <td>栄町2丁目5番13号</td> <td>内、消</td> <td>23-1818</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>鈴木内科クリニック</td> <td>黄金町西3丁目1番30号</td> <td>内、小、糖尿・代謝</td> <td>23-2753</td> <td>7</td> </tr> </tbody> </table>	医療機関名	所在地	診療科目	電話番号	病床数(床)	男澤医院	朝日町西2丁目1番5号	内、小、消	23-3183	—	神部ペインクリニック・内科病院	栄町3丁目2-16	外、麻、 整 、内、泌、 <u>ペインクリニック</u> 内科	22-2021	43	<u>どうちん内科消化器科</u>	栄町2丁目5番13号	内、消	23-1818	—	鈴木内科クリニック	黄金町西3丁目1番30号	内、小、糖尿・代謝	23-2753	7	<p>第9節 医療救護計画 参考 医療機関等の状況（抜粋）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>医療機関名</th> <th>所在地</th> <th>診療科目</th> <th>電話番号</th> <th>病床数(床)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>男澤医院</td> <td>朝日町西2丁目1番5号</td> <td>内、小、消</td> <td>23-3183</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td><u>シーザース・メディ・ケア</u>神部クリニック</td> <td>栄町3丁目3-16</td> <td>外、麻、内、泌</td> <td>22-2021</td> <td>43</td> </tr> <tr> <td><u>たきかわクリニック</u></td> <td>栄町2丁目5番13号</td> <td>内、消、整、外、小、 <u>眼</u>、<u>皮</u></td> <td>23-1818</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>鈴木内科クリニック</td> <td>黄金町西3丁目1番30号</td> <td>内、小、糖尿・代謝</td> <td>23-2753</td> <td>7</td> </tr> </tbody> </table>	医療機関名	所在地	診療科目	電話番号	病床数(床)	男澤医院	朝日町西2丁目1番5号	内、小、消	23-3183	—	<u>シーザース・メディ・ケア</u> 神部クリニック	栄町3丁目3-16	外、麻、内、泌	22-2021	43	<u>たきかわクリニック</u>	栄町2丁目5番13号	内、消、 整 、 外 、 小 、 <u>眼</u> 、 <u>皮</u>	23-1818	—	鈴木内科クリニック	黄金町西3丁目1番30号	内、小、糖尿・代謝	23-2753	7	<p>P5-33 医療機関等を最新の状況に更新</p>
医療機関名	所在地	診療科目	電話番号	病床数(床)																																																
男澤医院	朝日町西2丁目1番5号	内、小、消	23-3183	—																																																
神部ペインクリニック・内科病院	栄町3丁目2-16	外、麻、 整 、内、泌、 <u>ペインクリニック</u> 内科	22-2021	43																																																
<u>どうちん内科消化器科</u>	栄町2丁目5番13号	内、消	23-1818	—																																																
鈴木内科クリニック	黄金町西3丁目1番30号	内、小、糖尿・代謝	23-2753	7																																																
医療機関名	所在地	診療科目	電話番号	病床数(床)																																																
男澤医院	朝日町西2丁目1番5号	内、小、消	23-3183	—																																																
<u>シーザース・メディ・ケア</u> 神部クリニック	栄町3丁目3-16	外、麻、内、泌	22-2021	43																																																
<u>たきかわクリニック</u>	栄町2丁目5番13号	内、消、 整 、 外 、 小 、 <u>眼</u> 、 <u>皮</u>	23-1818	—																																																
鈴木内科クリニック	黄金町西3丁目1番30号	内、小、糖尿・代謝	23-2753	7																																																
<p>第11節（略）</p> <p>3 清掃の方法 （略）</p> <p>(2) し尿の収集処理 被災地域の完全収集に努めるものとするが、処理能力が及ばない場合は、一時的に便槽内量2～3割程度の収集を行い、各戸の便所の使用を早急に可能にするるとともに、災害の状況により野外に仮設の便所を設置するものとする。 <u>なお、処理は、中空知衛生施設組合のし尿処理場を使用して完全処理に努めるものとするが、災害の状況により不可能な場合は、一時貯留して後日処理するものとする。</u></p> <p>（略）</p> <p>5 <u>飼養動物</u>の取り扱い</p> <p>(1) 動物の管理者は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、災害発生時においても、動物の<u>愛護及び適切な管理を行うものとする。</u></p> <p>(2) <u>災害発生時における動物の避難は、北海道動物の愛護及び管理に関する条例第6条第1項第4号の規定により、動物の管理者が、自己責任において行うものとする。</u></p> <p>(3) 災害発生時において、道及び市は、関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容をするなど適切な措置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。</p>	<p>第11節（略）</p> <p>3 清掃の方法 （略）</p> <p>(2) し尿の収集処理 被災地域の完全収集に努めるものとするが、処理能力が及ばない場合は、一時的に便槽内量2～3割程度の収集を行い、各戸の便所の使用を早急に可能にするるとともに、災害の状況により野外に仮設の便所を設置するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>5 <u>家庭動物等</u>の取り扱い</p> <p>(1) 動物の管理者は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、災害発生時においても、動物の<u>健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。</u></p> <p>(2) 災害発生時において、道及び市は、関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容をするなど適切な措置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。</p> <p>(3) <u>家庭動物との同行避難について、あらかじめ市は避難所における家庭動物の種に応じた同行避難の可否について調整しておくとともに、災害時には家庭動物同行避難所の開設状況を広報する。</u> <u>また、災害時には、条例第6条第1項第4号の規定により、動物の管理者は自らの責任により、同行避難（飼養している動物を伴い、安全な場所まで避難すること）を行う。</u></p>	<p>P5-39 中空知し尿処理場に 関連する記述の削除</p> <p>P5-40 防災基本計画の修正 に伴う家庭動物等の 取扱いに関する追記</p>																																																		

<p>第12節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画 (略)</p>	<p>第12節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画 (略)</p> <p><u>5 氏名等の公表</u></p> <p><u>大規模な災害が発生した場合において、個人情報保護を重視し、「住民基本台帳の閲覧制限」や「家族の同意」などを確認の上、氏名等の公表・非公表を判断することを原則としつつ、行方不明者等については、救出・救助活動の効率化・円滑化を図るため、緊急かつやむを得ない場合には、「家族の同意」を確認せずに公表できるものとする。</u></p>	<p>P5-42 道の氏名等の公表取り扱い方針に基づき氏名等の公表を4項の次に追加</p>
<p>第18節 住宅対策計画 (略)</p> <p>2 実施の方法 (略)</p> <p>(2) 応急仮設住宅 (略)</p> <p>イ 入居者の選定 市長は、入居者の選考に当たっては、被災者の資力その他の生活状況を十分調査の上、決定するものとする。</p> <p>ウ 応急仮設住宅の建設 原則として応急仮設住宅の設置は、北海道知事が行う。また、建設場所については、原則として、市有地を選定する。ただし、市有地で適当な場所がない場合は、適当な公有地及び私有地とする。</p>	<p>第18節 住宅対策計画 (略)</p> <p>2 実施の方法 (略)</p> <p>(2) 応急仮設住宅 (略)</p> <p>イ 入居者の選定 市長は、入居者の選考に当たっては、被災者の資力その他の生活状況を十分調査の上、決定するものとする。</p> <p>ウ <u>建設型</u>応急住宅の建設 原則として<u>建設型</u>応急住宅の設置は、北海道知事が行う。また、建設場所については、原則として、市有地を選定する。ただし、市有地で適当な場所がない場合は、適当な公有地及び私有地とする。</p>	<p>P5-55 道防災計画の文言に修正</p>